

今年は遅い梅雨入りでしたが、梅雨明けは例年並みとのことでそろそろと思われます。また夏の強い日差しが戻ってきます。暑さ対策には十分気を付けてお過ごしいただきたいと思います。そして夏休み、夏祭りの時期と進んできます。自治会では既に準備をスタートしていますので、お知らせします。

◇ 今年も夏休みラジオ体操

今年も夏祭り前の一週間 8月17日(土)～24(土) 毎朝6:30からみ春野公園で開催します。

「ラジオ体操」は子供の夏休みイベントという印象が強いですが、腰と体幹により運動が多数含まれており、効率よく運動効果をもたらす究極の体操です。一年を通して毎朝行っている地域も多数あります。

この夏から毎日の習慣にしてみませんか、「ラジオ体操」!

◇ 第21回み春野ふるさと夏祭り!

いよいよ来月です。自治会も準備を順次進めています。ポスターコンテスト、応募期日は8/2(金)です。

昨年からはじめた「子ども神輿」もルートを変更して巡行します。パフォーマンスステージや出店、花火寄付等いろいろなかたちで参加できますので、夏祭りを皆んなで盛り上げましょう! もちろん祭りの中心は盆踊り、今年は、8月17日(土)・18日(日)と二日間に亘って集中練習を行います、ぜひ参加してください。

今月の回覧には夏祭り関連のお知らせが多数含まれていますので、洩れなくご覧ください。

◇ ふれあいサロン“ふらあっとみ春野”

社会福祉協議会み春野支部が昨年12月から毎月第二水曜日に集会所で開催しています。

毎回20名弱が来訪されて、おしゃべりを楽しんでいます。シニアに限らず、子育て中のお母さんや若い方も歓迎です。まだ来られたことのない方、ぜひ参加してみませんか? 次回は9月11日(水)です。

【 思いやりのある地域実現へ 】

隣家への影響について配慮することなく隣人が除草剤を使用したことに困惑とストレスを感じている方から窮状が寄せられました。他にも夜間におけるペットの遠吠えに困惑している方の声なども届いています。

何の課題も自治会が介入し解決を図るものではありませんが、当事者間における関係性の悪化を懸念するあまり相手に伝えることが出来ずに一層のストレスを抱えている方が存在します。

日頃から近隣近所においては、良好かつ忌憚のない関係性を築くとともに、住民それぞれが周囲に対する配慮や気配りに努めていただくことで、思いやりのある地域が実現できるようご理解とご協力をお願い致します。

【 各部からのお知らせ 】

1. 会計部より

《 令和6年度上期自治会費等納付について 》

6月に実施させていただきました、令和6年度上期自治会費、「赤十字活動資金」募金、「千葉市を美しくする会」への賛助金の納付状況は下記の通りです。

①	令和6年度上期自治会費	2,723,500円	(R6年6月18日現在)
②	赤十字活動資金	16,100円	
③	千葉市を美しくする会	6,500円	

会員の皆様、班長・副班長の皆様、ご多忙にも関わらずご協力いただき誠にありがとうございました。

2. 防犯・交通安全部より

《 改正道路交通法による自転車の取締り強化について 》

2024 年 5 月 17 日、改正道路交通法が可決・成立しました。

この改正により、令和6年11月 1 日から自転車運転者講習の受講命令の対象となる自転車危険行為として、自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等に係る罰則規定が設けられます。また、自転車の交通違反に対して反則金を納付させる「青切符」による取締りが導入されます。（施行は2年以内の予定）

具体的には、以下の行為が取締り対象となります（16歳以上を対象に適用）

- ・ 信号無視
- ・ 一時的停止
- ・ 右側通行などの通行区分違反
- ・ 遮断機が下りている踏切への進入
- ・ 傘を差しながらやイヤホンを使用しながらの運転
- ・ その他、都道府県の公安委員会で定められた順守事項に違反する行為
- ・ 例外的に歩道を通行できる場合でも徐行しないこと
- ・ 携帯電話を使用しながらの運転
- ・ 自転車通行禁止区域の通行
- ・ ブレーキが利かない自転車の運転

自転車利用時には、改めて交通ルールを遵守していただき、交通安全にご協力ください。

3. 防災部より

《 在宅避難者への支援やスマートフォンアプリの活用による被災者支援の取り組みなどが始まる中で必要なこと 》

6月28日、国は防災基本計画を改訂し、在宅避難者や車中泊避難者の支援に関する取り組みを計画に位置付けました。今後、各自治体では具体的な支援方を検討し、発災時に臨機応変に支援を行えるよう準備を進めます。千葉市では、車中泊避難者や高潮等から退避する車の避難スペースの確保などに着手しています。一方、在宅避難者の支援については、指定避難所がその役割を兼ねるだけであり、新たな動きはありません。指定避難所まで距離がある地域にとっては、これは最大の懸念材料であり、地域の脆弱性の一つといえます。

今回、国は自治体向けの手引き書において、「災害時には行政の体制がひっ迫することが想定されるため、各自治会レベルの支援拠点の運営を行政が主体で行うことは難しい。このため、支援拠点の運営・管理は地域の自助、共助や外部支援と連携することを目指すべきである」とまとめています。「地域防災の担い手」が不足しているこの地域では、自治会役員が避難所の運営や自主防災組織の活動を兼務して行っており、共助におけるマンパワー不足は明白です。自治会は千葉市の動向を注視し、災害対応力の向上に努めてまいりますが、万一のときには、会員の皆様のご協力が不可欠です。また、家庭における備蓄やトイレ対策の実践、安否確認手段としての「いちのいち」への利用登録の促進についても、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

4. 総務部より

《 み春野自治会集会所 使用実績について 》

新型コロナの5類移行までの期間であった昨年の4～6月、役員会や班長会議を除く集会所の利用実績は合計23回でしたが、今年の同時期は各サークル・団体による活用が増え、集会所の利用実績はほぼ倍増となりました。

サークル・団体	回数	サークル・団体	回数	サークル・団体	回数
シニア	13	ガーデニング	1	レガート	3
太鼓 ※太鼓出入のみ含む	21	バレーボール	1	なでしこ	1
社協	3	その他 個人など	2	4月～6月 合計	45

集会所の利用申込は集会所事務所ににて受け付けています。希望される方は集会所事務所へお問い合わせください。